

先着順で申込みを受け付けている物件

令和4年9月16日現在

(有効期限 令和5年3月31日)

ここに掲載されている物件は、先着順にて売り払うものです。

購入御希望の方は、「都有地売払申込書」に記載し、下記の提出先へ直接持参願います。

先着順ですので、先に申し込まれた方と成約した場合は、受け付けできません。

なお、電話での予約はできませんが、受付状況については、電話でお答えします。

◇売却物件

番号	所在地 (住居表示)	地目	実測面積 (㎡)	価格 (万円)	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	備考	詳細
①	中野区上高田一丁目 1番5 (中野区上高田一丁 目2番)	宅地	85.61	3,380	第一種 低層住居 専用地域	60	150	—	

◇申込受付は、令和4年10月18日(火)午前10時から行います。

午前10時の受付開始時点において、窓口(提出先)に、同一物件を希望する方が複数いた場合には、抽選により順番を決めさせていただきます。

◇提出先：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（東京都庁第一本庁舎17階北側）

東京都財務局財産運用部活用促進課（先着順受付、直接持参のみ）

◇提出書類：都有地売払申込書・宣誓書・印鑑証明書

後日、「住民票又は資格証明」を提出していただきます。

◇留意事項

- ① 詳細については、**先着順都有地売払申込要領**を確認してください。
なお、先着順都有地売払申込要領は、以下のとおりPDF形式にて掲載するほか、財務局財産運用部活用促進課でも配布します。
- ② 都有地売払申込書等については、先着順都有地売払申込要領(5頁以降)にあります。
- ③ 物件については、現状での引渡しとなっていますので、申込みを行う前に必ず申込者ご自身が、現地及び諸規制等について調査・確認を行ってください。



先着順都有地売払申込要領